

令和8年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの管理運営費	長寿社会課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
2,658	令和9年度～11年度					2,658

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者を指名指定し、鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの管理運営を令和7年度から5年間委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 施設、設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
2. 自立した生活に不安があると認められる高齢者に対する住居の提供、各種の相談及び助言、緊急時の対応等
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組】

近年、賃金水準及び物価指数の大幅な上昇が続いており、適切な価格転嫁を実現する観点から、本市指定管理施設において指定管理料の見直しを行い適切な指定管理料の設定をする。

指定管理者 鳥取市社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（指名）

指定期間 令和7年度から令和11年度

現行指定管理料	R 7	17,506千円	R 8	17,507千円	R 9	17,507千円
	R 10	17,507千円	R 11	17,507千円		
	計	87,534千円				

変更後指定管理料	R 7	18,392千円	R 8	18,393千円	R 9	18,393千円
	R 10	18,393千円	R 11	18,393千円		
	計	91,964千円				

※令和7年度分は2月補正予算、令和8年度分は当初予算に計上

【今後の取組】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

令和8年4月 年度協定書の締結